

一般財団法人 MARUKITA財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人MARUKITA財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、社会に貢献できる優秀な人材の育成を目指すとともに、農林業とそれらをつなぐ治水に関する諸活動を通じて地域社会や国土保全に貢献することを目的とします。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 専門技術を学ぶ学生など優秀な学生を支援するための奨学金の支給事業

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は京都府において行うものとする。

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別途定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要するものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認及び定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得

財産残額を算定し、前条第4項第3号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人の評議員の数は4名以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、すべての評議員及び監事で構成する。

3 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会運営規程は、理事会において定める。

4 評議員選定委員会に評議員を推薦する場合には、次の事項のほか、その候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 候補者の経歴

(2) 候補者を候補者として推薦する理由

(3) 候補者とこの法人並びに理事、監事及び評議員との関係

(4) 候補者の兼職の状況

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

6 評議員を選任する場合には、以下に掲げる評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（以下、「特殊の関係がある者」という。）に係る要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと

イ 当該の評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その

他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 評議員のうち、当法人の理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。また評議員には、当法人の監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれないこと

(3) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

3 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

ただし、評議員会において定める金額の範囲内で、別に定める基準に従って算定した額を支給することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 収支予算、事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条第1項1号に及び第8号に掲げる事項に関する定款の変更を含む。）
- (7) 合併、事業の一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集等)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表

理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して招集通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。
- 5 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に議決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令等で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員から選ばれた議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 6名以上
- 2 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事(代表理事)とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 各理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行について理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事には、その地位にあることのみをもって給与等は支給しない。

ただし、評議員会において別に定める額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、実績に応じて報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、重要な事実を開示した上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する行為
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告し

なければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、理事、監事又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事及び監事のこの法人に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意にして重大な過失のなかった場合、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、毎事業年度終了後、事業年度ごとに4月を超える間隔で2回以上招集しなければならない。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の

定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、理事現在数の3分の2以上の議決を受けなければならない。

- (1) 収支予算、事業計画
- (2) 決算、事業報告
- (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
- (4) 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事業の一部譲渡
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(株主権等の行使)

第39条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式無償割当て
- (3) 株主割当増資への申し込み

(4) 株主宛配布書類の受領

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事の中から選ばれた議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 選考委員

(選考委員)

第41条 当法人に3人以上、5人以下の選考委員をおく。

(選考委員の選任、解任)

第42条 選考委員の選任及び解任は、理事会の決議により行う。

- 2 選考委員の半数までは、当法人の評議員又は理事が兼ねることができる。

(任期)

第43条 選考委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(選考委員の報酬等)

第44条 当法人は、選考委員に対して、理事会が別に定める報酬等の支給基準に従った報酬等を支給することができる。

第8章 選考委員会

(構成)

第45条 当法人に選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、すべての選考委員をもって構成する。

(選考委員会の職務)

第46条 選考委員会は第4条に定める事業の対象者もしくは対象団体の募集及び選考

を行う。

第9章 定款の変更及び解散

(定款等の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、代表理事が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。

- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第12章 雑則

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。